第13次労働災害防止計画の実施状況について

令和2年11月18日 労働基準局安全衛生部計画課

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和元年(2019年)実績

【死亡災害全体】

計画の目標	目標を数値化したもの	2019年実績
死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年)(2022年) 978人 → 831人以下	845人 (▲13.6%)

(災害の発生状況)

- 死亡者数は、13次防の全ての重点業種(建設業、製造業、林業)で減少した。
- 事故の型別では、件数の多い「墜落・転落」、「交通事故(道路)」及び機械等による「はさまれ・巻き込まれ」で減少した。

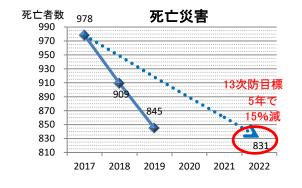
【死傷災害全体】

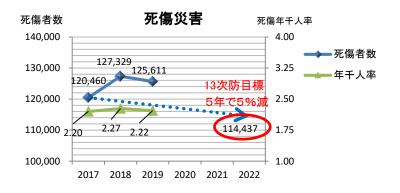
計画の目標	目標を数値化したもの	2019年実績
死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。	(2017年)(2022年) 120,460人→114,437人以下	125,611人 (+4.3%)

(災害の発生状況)

- 休業4日以上の死傷者数は、13次防の全ての重点業種(陸上貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店)で増加した。
- 事故の型別では、特に「転倒」、高所からの「墜落・転落」、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」、機械等による「はさまれ・巻き 込まれ」など、死傷者数の多い事故の型で増加した。

(参考)労働災害の発生状況(平成29年(2017年)以降の推移)





【重点業種別対策】

計画の目標	目標を数値化したもの	2019年実績
【建設業】	(2017年)(2022年)	269人
労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	323人 → 274人以下	(▲16.7%)
【製造業】	(2017年)(2022年)	141人
労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	160人 → 136人以下	(▲11.9%)
【林業】	(2017年)(2022年)	33人
労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	40人 → 34人以下	(▲17.5%)
【陸上貨物運送事業】	(2017年)(2022年)	8.55
死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	8.40 → 7.98	(+1.8%)
【小売業】	(2017年)(2022年)	2.12
死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	2.04 → 1.93	(+3.9%)
【社会福祉施設】	(2017年)(2022年)	2.39
死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	2.17 → 2.06	(+10.1%)
【飲食店】	(2017年)(2022年)	2.19
死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	2.16 → 2.05	(+1.4%)

【健康確保・健康障害防止対策】

計画の目標	目標を数値化したもの	2019年実績等
【健康確保対策】		
【職場相談先】 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談 先がある労働者の割合を90%以上とする。	(2017年)(2022年) 72.5% → 90%	73.3% (+0.8P) (2018年実績)
【メンタルヘルス対策】 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。	(2017年)(2022年) 58.4% → 80%	59.2% (+0.8P) (2018年実績)
【ストレスチェック】 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以 上とする。	(2017年)(2022年) 51.7% → 60%	63.7% (+12.0P) (2018年実績)
【健康障害防止対策】		
【化学物質対策】 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、 危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と 安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80% 以上とする。	(2017年)(2022年) ラベル表示 68.6% → 80% SDS交付 62.6% → 80%	ラベル表示 76.9%(+8.3P) SDS交付 68.5%(+5.9P)
【腰痛】 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、 2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 第三次産業 0.08 → 0.07 陸上貨物運送事業 0.35 → 0.33	第三次産業 0.08(±0.0%) 陸上貨物運送事業 0.35(±0.0%)
【熱中症】 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、 2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。	(2013~2017年の合計) 97人 ↓ (2018~2022年の合計) 92人以下	2018年 28人 2019年 25人

1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進(建設業対策)

計画の目標	目標を数値化したもの	2019年実績
【建設業】	(2017年)(2022年)	269人
労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	323人 → 274人以下	(▲16.7%)

(災害の発生状況)

- 死亡者数は、2017年比で54人(16.7%)減少した。
- 事故の型別の死亡者数では、「墜落・転落」が110人と最多で、全数に占める割合は40.9%となった。
- 「墜落・転落」の死亡者数は、2017年比で25人(18.5%)減少した。

13次防計画期間中の主な取組

〇 これまでの取組

- 労働安全衛生法施行令等の改正により、墜落のおそれのある高所作業におけるフルハーネス型の墜落制止用器具の使用を原則化(2019年2月施行)
- 中小規模の事業主を対象とする「既存不適合機械等更新支援補助金」(2019年創設)の活用により、フルハーネス型の墜落制止用器具への更新を促進
- ・「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」の普及促進
- ・ 建設業労働災害防止協会との連携により、中小専門工事業者等に対する安全衛生管理能力の向上のための集団指導・個別指導等を実施
- 東日本大震災·平成28年熊本地震に係る復旧·復興工事の労働災害防止対策の徹底
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会・大会施設工事安全衛生対策協議会の実施(2019年10月)
- 東京オリンピック・パラリンピック関連工事現場への巡回指導等の実施
- 一人親方等に対する安全衛生教育の支援の実施

〇 今後の取組

- 建設職人基本法・基本計画に基づく墜落・転落災害防止対策の充実強化についての検討及びそれを踏まえた対応
- ・ 増加傾向にある解体工事における安全対策の検討

1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進(製造業対策)

計画の目標	目標を数値化したもの	2019年実績
【製造業】	(2017年)(2022年)	141人
労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	160人 → 136人以下	(▲11.9%)

(災害の発生状況)

- 死亡者数は、2017年比で19人(11.9%)減少した。
- 事故の型別の死亡者数では、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」が49人と最多で、全数に占める割合は34.8%となった。
- 「はさまれ・巻き込まれ」の死亡者数は、2017年比で2人(3.9%)減少した。

13次防計画期間中の主な取組

〇 これまでの取組

- 機械によるはさまれ・巻き込まれ災害や食品加工用機械による切れ・こすれ災害が発生した事業場に対して、局署による重点的な指導
- ・ クレーン・移動式クレーンを多数設置している事業場に対して、局署による重点的な指導
- ・ 危険性の高い機械について、製造時のリスクアセスメント、残留リスク情報の提供等を確実に実施する方策の検討(2018年~)
- ・「機能安全指針」(平成28年厚生労働省告示第353号)の普及のための機械製造者等に対するマニュアルの作成(2018年)及び教育実施要 領の作成(2019年)並びにこれらの活用促進のための周知
- 高経年設備に係る労働災害防止のための設備面及び管理面の対策をまとめたリーフレット等の作成(2019年、2020年)及びこれらを活用した計画的な設備の更新や定期的な点検・補修の実施を指導
- 経済産業省、中央労働災害防止協会と連携し、主要な製造業の団体を対象に「製造業安全対策官民協議会」を設置・開催し、リスクアセスメント手法の共通手法、教育手法、安全投資の経済的効果等を検討(2017年~)
- ・ 上記の製造業安全対策官民協議会でとりまとめた「意図的なルール違反・ヒューマンエラーをリスクアセスメントに反映させる共通的な手法」等を周知し、事業場の自主的安全活動を促進(2019年~)
- ・ 経済産業省と連携して、スマート保安官民協議会の下に設置された「AIの信頼性評価に関する検討会」において、安全を担保した上で適正 にプラント設備等へのAI導入が進むよう、AIの信頼性を評価するためのガイドラインの作成等に向けて検討(2020年~)

〇 今後の取組

- 高経年設備における労働災害防止対策を支援するツールの検討
- 「AIの信頼性評価に関する検討会」の検討結果を踏まえて、AIの信頼性を評価するためのガイドラインを作成予定
- ・ 成長戦略(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、スマート保安に係る規制の精緻化として、ボイラー等に係る性能検査の見直し、防爆規制 の見直しを検討

1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進(林業対策)

計画の目標	目標を数値化したもの	2019年実績
【林業】	(2017年)(2022年)	33人
労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	40人 → 34人以下	(▲17.5%)

(災害の発生状況)

- 死亡者数は、2017年比で7人(17.5%)減少した。
- 事故の型別の死亡者数では、立木等による「激突され」が14人と最多で、全数に占める割合は42.4%となった。
- 立木等による「激突され」の死亡者数は、2017年比で7人(33.3%)減少した。

13次防計画期間中の主な取組

〇 これまでの取組

- ・ 伐木等作業の安全対策の強化のため、労働安全衛生規則等を改正(2019年8月施行(特別教育については 2020年8月施行))
- ・ 伐木等作業の安全に係るガイドライン(チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン)の改定(2020年1月)
- 「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム」の改定(2020年1月)
- ・ 伐木等作業に従事する労働者の能力向上等を図るため、伐木作業安全対策マニュアルを開発(2019年度)
- ・ 伐木等作業の安全対策を徹底するため、林野庁、林業・木材製造業労働災害防止協会と連携し指導を実施
- 事業主を対象とした安全対策に係る講習会(①改正労働安全衛生規則の動き、②林業の事業運営等)を開催(2019年度~)

〇 今後の取組

- ・ 2020年に改定したガイドラインの内容(かかり木処理の適切な方法、下肢の切創防止用保護衣の着用等)を踏まえ、伐木作業安全対策マニュアルを改定(2020年度中)
- ・ 改定した「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム」を周知するとともに、概ね5年ごとに能力向上教育を 受講するよう勧奨(2020年~)

2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

計画の目標	目標を数値化したもの	2019年実績等
【健康確保対策】		
【職場相談先】 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談 先がある労働者の割合を90%以上とする。	(2017年)(2022年) 72.5% → 90%	73.3% (+0.8P) (2018年実績)
【メンタルヘルス対策】 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。	(2017年)(2022年) 58.4% → 80%	59.2% (+0.8P) (2018年実績)
【ストレスチェック】 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。	(2017年)(2022年) 51.7% → 60%	63.7% (+12.0P) (2018年実績)

13次防計画期間中の主な取組

〇 これまでの取組

- ・ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」にて情報提供、電話相談、メール相談及びSNS相談を実施(2009年度~)
- ・ 全国の産業保健総合支援センター等において産業保健スタッフ等に対する研修やメンタルヘルス対策に係る事業場への訪問支援を実施 (2014年度~)
- ・ (独)労働者健康安全機構にて小規模事業場におけるストレスチェック実施や産業医選任等の助成を実施(2015年度~)
- ・「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」について、集団分析の機能を向上させる等の改修を実施(2018年度)
- ・ 特定業種(過労死大綱における重点職種・業種)を中心としたメンタルヘルス対策の取組事例集の作成(2019年度)
- ・ 面接指導マニュアルの作成、ストレスチェック簡易調査票の外国語版の作成、ストレスチェック結果と健康診断結果の関連性の分析及び職場環境改善が促進されるストレスチェックの調査項目の開発に関する研究の実施(2018年度~2021年度)

〇 今後の取組

上記取組に加え、

・ メンタルヘルス対策の実態調査を踏まえた小規模事業場で活用できる方策(マニュアル等)の作成に関する研究を実施

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

(陸上貨物運送事業対策、第三次産業対策)

計画の目標	目標を数値化したもの	2019年実績
【陸上貨物運送事業】	(2017年)(2022年)	8.55
死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	8.40 → 7.98	(+1.8%)
【小売業】	(2017年)(2022年)	2.12
死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	2.04 → 1.93	(+3.9%)
【社会福祉施設】	(2017年)(2022年)	2.39
死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	2.17 → 2.06	(+10.1%)
【飲食店】	(2017年)(2022年)	2.19
死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	2.16 → 2.05	(+1.4%)

(災害の発生状況)

【陸上貨物運送運業】

- 死傷者数は、2017年比で676人(4.6%)増加し、年千人率では、1.8%増加した。
- 事故の型別の死傷者数では、荷役作業中等の「墜落・転落」が最多で、全数に占める割合は27.8%となった。
- 死傷者数は、特に「動作の反動・無理な動作」で増加した。「墜落・転落」「転倒」も増加傾向にあるが、前年比では減少した。
- 陸運業の災害の7割は荷役作業で発生しており、荷役作業で多く見られる「墜落・転落」の年千人率は高齢者で高くなっている。

【小売業、社会福祉施設及び飲食店】

- いずれの業種も雇用者数が増加しているが、それ以上に死傷者数が増加し、年千人率の増加につながっている。
- いずれの業種も「転倒」が全数の約3割を占めている。
- 〇 小売業の死傷者数は、2017年比で787人(5.7%)増加し、年千人率では、3.9%増加した。
- 小売業は、「転倒」が最も多いが、近年、「高温・低温物との接触」、「動作の反動・無理な動作」の増加率がやや大きい。
- 社会福祉施設の死傷者数は、2017年比で1,307人(15.0%)増加し、年千人率では、10.1%増加した。
- 社会福祉施設は腰痛等の「動作の反動・無理な動作」も多く、全数の約3割を占めている。近年、激突、激突されの増加率がやや大きい。
- 小売業と社会福祉施設の死傷者数に対する60歳以上の者の割合はそれぞれ32.4%、32.5%と全産業(26.8%)と比べ高くなっている。
- 飲食店の死傷者数は、2017年比で420人(8.9%)増加し、年千人率では、1.4%増加した。

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

(陸上貨物運送事業対策、第三次産業対策)

13次防計画期間中の主な取組

〇 これまでの取組

(陸上貨物運送事業対策)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会との連携により以下の取組を実施

- ロールボックスパレットの取扱いを含む荷役作業安全ガイドラインについての講習会を開催(2018年度~)
- ・ 複数の拠点を有する荷主(多店舗展開する大規模小売業等)や荷役災害を発生させている荷主等の事業場を対象に、専門家を派遣し、荷 役作業安全ガイドラインに示されている荷主等の実施事項について指導の実施(2018年度~)
- ・ 被災者が50歳以上である荷役災害を発生させた陸運業の事業場を対象に、高年齢労働者の荷役災害防止のためのコンサルティングを実施(2020年度~)
- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部・支部、労働基準協会、陸運関係者・事業者、荷主関係団体・事業者、行政機関による荷役災害 防止のための協議会(荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会)を開催(2019年度~)
- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の発生率が他の主要業種と比較して高いことを踏まえ、関係団体に労働災害防止への一層の取組を 要請(2020年8月)

(第三次産業対策)

- 特に三次産業で増加する転倒災害、交通労働災害等、事故の型別の取組【後掲P11】
- ・ 特に三次産業で増加する高年齢労働者の労働災害防止の取組等、就業者の属性別の取組【後掲P12】
- 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の実施(2016年度~)
- 多店舗展開企業(小売業、飲食業)でのリスクアセスメントマニュアルの作成(2018年度)及びこれらを活用した取組を指導(2019年度~)
- ・ 職場の危険の見える化(小売業、飲食業、社会福祉施設)実践マニュアルの作成(2018年度)及びこれらを活用した取組を指導(2019年度 ~)
- ・ 経営トップに対する意識啓発のセミナー及び飲食店、社会福祉施設等を対象とした安全推進者養成講習会を開催(2017年度~)
- ・ 第三次産業の業界団体の安全衛生活動体制の支援(2019年度:全国スーパーマーケット協会、2020年度:全国ビルメンテナンス協会)
- ・ 社会福祉施設における労働災害が増加していることを踏まえ、関係団体に労働災害防止への一層の取組を要請(2020年7月)

〇 今後の取組

上記取組に加え、

・ 転倒災害、交通労働災害など事故の型別の取組【後掲P12】や、高年齢者、外国人など就業者の属性別の取組【後掲P12】を推進

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進 (転倒災害の防止、腰痛の予防、熱中症の予防、交通労働災害対策)

目標	目標数値	2019年実績
【健康障害防止対策】		
【腰痛】 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、 2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 第三次産業 0.08 → 0.07 陸上貨物運送事業 0.35 → 0.33	第三次産業 0.08(±0.0%) 陸上貨物運送事業 0.35(±0.0%)
【熱中症】 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、 2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。	(2013~2017年の合計) 97人 ↓ (2018~2022年の合計) 92人以下	2018年 28人 2019年 25人

(災害の発生状況)

- 死傷災害で最も多く全体の約1/4を占める転倒災害は、2017年比で1.676人(5.9%)増加した。
- 転倒災害を男女別・年齢別で見ると、転倒災害の27.7%が60歳以上の女性であり、また、特に高齢の女性で年千人率が高くなっている。
- 腰痛は、2017年と比べ、第三次産業、陸上貨物運送事業ともに、発生数が増加しているものの、労働者数も増加しているため、 年千人率は横ばいであった。
- 熱中症による死亡者数は 25 名であり、前期間の平均よりも5人以上多い。
- 交通労働災害は、2017年比で535人(6.8%)減少した。

※ 13次防計画期間中の主な取組については次頁に記載

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進 (転倒災害の防止、腰痛の予防、熱中症の予防、交通労働災害対策)

13次防計画期間中の主な取組

〇 これまでの取組

(転倒災害の防止)

- ・「STOP!転倒災害プロジェクト」にて、冬期での転倒対策の重要性について注意喚起を行う(2018年度~)とともに、視聴覚教材を作成し厚生労働省ホームページに公開(2019年6月)
- 転倒予防体操の開発・検証に関する研究成果を踏まえ、集団指導等で使用可能な教材等を開発・周知(2020年4月~)
- ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)【後掲P12】の周知を通じた高年齢者の転倒防止対策など職場環境改善等の推進(2020年3月~)

(腰痛予防)

- ・ 保健衛生業及び陸上貨物運送事業向けの腰痛予防講習会を開催(保健衛生業:2018年~、陸上貨物運送事業:2019年~)
- ・ 高年齢労働者の腰痛予防に資する措置に対する補助金の支給(エイジフレンドリー補助金)(2020年度~)

(熱中症予防)

- 労働災害防止団体等と連携して「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施(2018年~)
- ・ 職場における熱中症予防に関する講習会を全国7ブロックで開催(2018年~)
- 熱中症予防に関するポータルサイトの構築、運営開始(2020年6月~)

(交诵労働災害対策)

- ・「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正(2018年6月)し、適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施により、交通労働災害の 防止を推進
- 早朝、薄暮の時間帯における交通事故が多い新聞販売業への対応として、新聞販売協会に対して、高視認性作業服の着用を要請(2018年9月)

〇 今後の取組

- ・ 転倒災害の防止は、特に高年齢労働者で発生していることから、「高年齢労働者対策」【後掲P12】の取組
- ・ 熱中症予防の好事例の取りまとめ・公表

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

(高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止)

13次防計画期間中の主な取組

〇 これまでの取組

(高年齢労働者対策)

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)の策定(2020年3月)
- ・ 高年齢労働者の安全衛生対策のための設備費用等を補助する「エイジフレンドリー補助金」を創設(2020年度)、高年齢者が安心して安全に働ける職場環境の整備を支援(2020年度~)
- 職場改善ツール「エイジアクション100」の策定(2018年6月)、周知・普及
- ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)についてのセミナーを開催
- 高年齢労働者の安全衛生確保対策を募集・選定

(非正規雇用労働者対策)

- ・ 先進的な取組を行う企業(事業場)を対象にヒアリングを行い、未熟練労働者向けの安全衛生教育マニュアルを作成(2018年度~)
- ・ 非正規雇用労働者の多い、小売業や飲食店等の第三次産業における企業単位での安全衛生管理のあり方について検討(2018年度~)
- ・ 企業単位で行うリスクアセスメントマニュアル、危険の見える化実践マニュアル等を作成(2019年3月)及び局署においてこれらを活用した取組を 指導

(外国人労働者対策)

- ・ 労働者死傷病報告の様式に国籍・地域、在留資格欄を追加する改正(2019年1月8日施行)を行い、外国人労働者の労働災害をより正確に把握
- 特定技能(14分野)の外国人に対応した多言語での視聴覚教材の開発・周知(2019年度)
- ・ 技能講習を受講する外国人労働者のための補助教材の作成(2019年度~)
- ・ 外国人在留支援センターに、外国人労働者の安全衛生管理に関する相談に対応する窓口(安全衛生班)を設置(2020年7月)

〇 今後の取組

上記取組に加え、

(高年齡労働者対策)

高年齢労働者の安全衛生確保対策を募集・選定し、その効果を実証し、結果を公表

(外国人労働者対策)

- ・ 視聴覚教材及び技能講習補助教材について業種別・作業別の種類及び対応言語を拡充
- · VR技術を活用した非言語視聴覚教材の開発

(障害者である労働者対策)

障害者である労働者の労働災害の実態調査、必要な配慮事項等に係る調査を実施

4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

13次防計画期間中の主な取組

〇 これまでの取組

(企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進)

- ・ 労働施策総合推進法に基づく労働施策基本方針の一つに治療と仕事の両立支援が位置づけ(2018年12月)
- ・「事業所における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を関係団体や職能団体を通じて周知し、全国各地でシンポジウム・セミナー を開催することで事業者等に対する普及啓発を実施(2018年8か所、2019年26か所)
- ・ 疾患別「企業・医療機関連携マニュアル」(がん、脳卒中、肝疾患、難病)を作成(2018年3月より疾患別に順次追加)し、シンポジウム・セミナーや産業保健総合支援センターで実施する研修等で周知
- ・ 治療と仕事の両立支援助成金を通じて、企業における両立支援制度の導入及び活用を促進(2017年4月~)
- ・ 都道府県労働局を事務局として「地域両立支援推進チーム」を設置し、自治体、医療機関、支援機関等とともに、地域におけるネットワークの構築と連携を推進。具体的には、産業保健総合支援センターの出張相談窓口を医療機関に開設する等の取組を実施(2017年5月~)

(疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり)

- ・ 労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医等とのコミュニケーションの支援を行う両立支援コーディネーターを4,129人養成(※働き方改革実行計画の目標(2019年度までに2,000人)達成済)
- ・ 産業保健総合支援センターに両立支援コーディネーターを配置(2017年5月~)

〇 今後の取組

上記取組に加え、

(企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進)

- ・ さらに治療と仕事の両立支援の認知度を向上させるため、シンポジウム・セミナーを開催(新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB上で実施)
- ・ 心疾患、糖尿病について、「企業・医療機関連携マニュアル」を作成し、セミナー・シンポジウム、産業保健総合支援センターの研修等で周知

(疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり)

・ 両立支援コーディネーターを年間2,500人養成し、全ての産業保健総合支援センターにコーディネーターを配置

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進(化学物質対策)

目標	目標数值	2019年実績
【健康障害防止対策】		
【化学物質対策】 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険性又は 有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の 交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上とする。	(2017年)(2022年) ラベル表示 68.6% → 80% SDS交付 62.6% → 80%	ラベル表示 76.9%(+8.3P) SDS交付 68.5%(+5.9P)

13次防計画期間中の主な取組

〇 これまでの取組

- ・ 労働安全衛生法施行令を改正し、ラベル表示・SDS(安全データシート)交付対象物質として、新たに10物質追加(2018年7月施行)
- ・ ラベル表示およびSDS交付に係る支援として313物質のGHS(化学品の危険有害性に関する国際的な分類基準及び表示方法に関するシステム)分類を実施
- リスクアセスメント及びその結果を踏まえた措置について、簡易なリスクアセスメント手法(クリエイト・シンプル、リアルタイムモニターを用いたリスクアセスメントガイドブックなど)を開発し、セミナー等を通じて周知(2014年4月~)
- ・ 作業環境測定規則等を改正し、個人サンプリング法による作業環境測定を新たに規定(原則2021年4月1日施行)
- ・ 海外の化学物質の有害性等に係る新たな知見の収集

〇 今後の取組

- ・ 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会を開催し、国によるリスク評価、事業場における化学物質等による労働災害防止 対策、ラベル表示・SDS等の危険有害情報の伝達、化学物質等の管理に係る人材育成等のあり方を検討
- ラベル表示およびSDS交付に係る支援として、約150物質のGHS分類を実施(2020年度)
- リアルタイムモニターを用いたリスクアセスメントガイドブックを更新し、混合物での活用事例を追加(2020年度)
- ・ 個人サンプラーを用いた測定の導入に係る基盤整備(改正規則の周知、測定士特例講習の実施)
- 国内外における化学物質の危険有害性情報、規制状況に係る情報収集

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(石綿対策、受動喫煙対策、電離放射線対策、粉じん障害対策)

13次防計画期間中の主な取組

〇 これまでの取組

(石綿対策)

- ・ 建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点を示し、関係63団体に対して周知の依頼等を要請(2018年4月)
- ・ 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程を制定し、厚生労働省、国土交通省、環境省の3省共管の制度として石綿含有建材を建築物等の解体・改修時に調査する者のための講習制度を創設(2018年10月)
- 「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」報告書を踏まえて石綿障害予防規則等を改正し、建築物等の解体・改修時の石綿等へのばく露防止対策を強化(2020年10月1日より順次施行)

(受動喫煙防止対策)

- 事業者の受動喫煙防止対策の推進を図るため、喫煙室設置等への助成(2011年10月~)や電話相談等の支援を実施(2012年4月~)
- ・ 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を作成(2019年7月)し、周知啓発

(電離放射線対策)

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に従事する労働者の健康相談窓口の運営等を実施(2016年7月~)
- ・ 同発電所で緊急作業に従事した労働者に対するデータベースを活用した健康管理を実施(2012年4月~)
- ・ 眼の水晶体の等価線量限度を引き下げる等の電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を公布(2020年4月)、施行(2021年4月)

(粉じん障害対策)

・トンネル工事に従事する労働者を対象に、建設業労働災害防止協会でずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用を開始(2019年6月~)

〇 今後の取組

上記取組に加え、

(石綿対策)

改正石綿障害予防規則等の円滑な施行に向けた改正事項の周知徹底及び一定以上の解体・改修工事における石綿含有の有無の事前調査結果等の届出に係る電子システムの構築等の体制整備を実施

(受動喫煙防止対策)

- 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」について周知啓発
- 受動喫煙防止対策に取り組む中小事業場に対し、助成金や相談支援による支援

(電離放射線対策関係)

・ 医療従事者の被ばく低減対策の取組を推進するため、被ばく線量低減設備等改修補助金及び放射線防護のためのマネジメントシステムの導入 支援事業等を実施(2020年度)

6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化、 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進、 国民全体の安全・健康意識の高揚等

13次防計画期間中の主な取組

〇 これまでの取組

- ・ 労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格発効を踏まえた日本産業規格(JIS規格)の制定(2018年9月)
- ・ JIS規格制定を踏まえた、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正(2019年7月1日公示・適用)
- ・「労働安全衛生マネジメントシステム」の普及が進んでいない第三次産業を中心に、説明会を実施(2019年度~)
- ・企業単位での安全衛生管理のあり方についての検討【再掲】
- 多店舗展開企業(小売業、飲食業)でのリスクアセスメントマニュアルの作成及びこれらを活用した取組を指導【再掲】
- ・職場の危険の見える化(小売業、飲食業、社会福祉施設)実践マニュアルの作成これらを活用した取組を指導 【再掲】
- 安全衛生優良企業公表制度の普及促進
- ・「スポーツを通じた健康増進のための厚生労働省とスポーツ庁の連携会議」(2018年6月、2019年3月)を通じた省庁間の連携策について の検討
- ・ 中央労働災害防止協会による「企業における健康確保対策の進め方検討委員会」が実施され、「事業場における労働者の健康保持増進 のための指針」(THP指針)の改正への提言等をまとめた報告書を作成(2019年3月)
- 事業場における健康保持増進措置をより推進する観点から、THP指針を改正(2020年3月改正)
- ・ 第三次産業の業界団体の安全衛生活動体制の支援(2019年度:全国スーパーマーケット協会、2020年度:全国ビルメンテナンス協会)【再 掲】

〇 今後の取組

上記取組に加え、

• 上記THP指針改正を踏まえ、事業場における効果的な健康保持増進に資する手引きを作成